

# Jazz Band HAKUSAN 規約

## 第1章 総則

### 第1条 名称

この団体は、Jazz Band HAKUSAN（以下当楽団）を称する。

### 第2条 目的

当楽団は、音楽活動を通じ、地域文化の向上に寄与するとともに、「仲間を大切にすること」を理念に持ち団員の人間性の向上を図ることを目的とする。

### 第3条 活動

当楽団は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 定期演奏会等の演奏会の開催
- (2) 各種行事、イベント等の開催、出演
- (3) 演奏活動遂行のための練習
- (4) その他必要と思われる事業の実施

### 第4条 事業年度

当楽団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第5条 事務所

当楽団の事務所は、代表宅におく。

## 第2章 組織

### 第6条 入団

当楽団への入団資格はJazz Band HAKUSAN 規約第2条による目的に賛同する者であり、かつ本規約に規定されている事項を遵守できる者とする。

当楽団に入団しようとするものは、Jazz Band HAKUSAN 規約を十分理解した上で入団申込書を提出し代表が受理した時をもって、正式に認めるものとする。なお、未成年の入団については、保護者の承諾を必要とする。

入団した者は、合同練習と当楽団のイベントに積極的に参加することとする。

入団時、事務手数料として一般：2500円 学生：2000円を納入することとする。

### 第7条 退団

退団しようとするものは、その旨を代表へ伝え退団届けを代表が受理した時をもって、正式に認めるものとする。

## 第8条 除名

長期にわたり連絡または理由が無く活動に参加しない場合や、著しく当楽団の名誉を傷つけたり、不利益な行動をするものは、代表・バンドマスター・各委員リーダーが協議の上勧告をし、改善の余地が見られない場合は除名することができる。

## 第9条 エキストラ

演奏会などの開催については、団員外よりの出場を認める。

エキストラの委託については代表の了承を得るものとする。また、出演料については、代表とその都度協議し決めるものとする。

## 第10条 サポートメンバー

当楽団の目的に賛同し、その事業の発展を補佐する個人または団体で代表に承認された者。

サポートメンバーは当楽団の運営を代表または実行委員の指示のもとサポートする権利を有する。なお、団費支払いの義務は発生しない。

## 第3章 Jazz Band HAKUSAN 実行委員

### 第11条 実行委員

当楽団は、次の委員をおき実行委員会は構成される。原則として全員参加型体制とする。

- (1) 代表 1名  
当楽団を代表し、総括的な楽団方針など楽団運営上の事項について最終決定をする。  
いずれの委員の代行を行うことができる。
- (2) バンドマスター 1名  
バンドマスターは楽団の運営を中心的に行う。
- (3) コンサートマスター 1名  
当楽団の常任指揮者を務め、楽団の演奏指導を統括する。
- (4) 会計 複数名  
会計は団費の管理、活動にかかる費用の支出を行う。会計委員の中から会計監査を選出する。
- (5) 広報 複数名  
活動状況やイベント情報等の PR、活動記録を行う。
- (6) 練習運営 複数名  
練習環境の管理、改善を行う。
- (7) バンケットマネージャー 複数名  
当楽団員の親睦を深める会や行事企画・運営を行う。
- (8) 事務 複数名  
賛助会員の名簿管理、案内状送付等を行う。
- (9) イベント企画 複数名  
演奏会などのイベントの企画、運営を行う。イベント企画委員は適宜選出を行う。

※ (4) ~ (9) の委員については、リーダー・サブリーダーを置く。

## 第12条 実行委員ミーティング

毎回の合同練習時、各委員で挙げた議題や進捗の報告を行う。

## 第4章 楽器別パートリーダー

### 第13条 リズムリーダー

リズムリーダーはリズムパートのまとめ役として連絡・調整にあたる。

リズムリーダーは、コンサートマスターが選任する。

### 第14条 パートリーダー

各パートにパートリーダーを置く。

パートリーダーは、各パートのまとめ役として連絡・調整にあたる。

### 第15条 サブパートリーダー

各パートにサブパートリーダーを置く。

サブパートリーダーは、各パートのパートリーダーの補佐を行う。

## 第5章 総会

### 第16条 総会

定期総会は毎年3月に開催する。

また団員からの請求があり代表が必要と認めたとき臨時総会として随時これを開催する。

総会における議長は役員会の推薦によって代表が指名する。

### 第17条 総会の成立

休団中の団員を除く団員数の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、委任状は出席に代わるものとする。

### 第18条 議事

総会では次の事項を議決する。

- (1) 規約改正
- (2) 活動報告、収支決算報告
- (3) 活動計画、収支予算
- (4) その他必要と代表が認めた事項

### 第19条 議事の決定

議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は代表の決するところによる。

### 第20条 緊急の場合の議決

緊急の場合に限り、総会に代わる会議をもつことができる。ただし、団員数の3分の1以上出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。また、議決事項は総会において報告し、承認を得なければならない。

## **第6章 会計**

### 第21条 会計

当楽団の会計年度は、4月から翌年3月までとし、その経費は団費、その他収入をもって充てる。

### 第22条 団費

合同練習毎に団費を納入するものとする。

一般の団費は、500円/回とする。

学生の団費は、400円/回とする。

### 第23条 年会費

4月と10月に年会費を納入するものとする。

一般の団費は、2500円/半期とする。

学生の団費は、2000円/半期とする。

入団後初回の年会費（半期）は不要とする。入団時事務手数料をもって年会費（半期）とする。

### 第24条 臨時徴収

当楽団が運営していく上で、通常の団費だけでは支障をきたすと判断された場合、代表・バンドマスター・各委員のリーダーで協議し、団員から徴収することができる。

### 第25条 会計報告

会計報告は、年1回 総会時に行う。

## **第7章 規約改正**

### 第26条

本規約の改正は、総会または臨時総会の議決をもって承認する。

### 附 則

(1) 発行 平成26年4月1日

(2) 改定 平成27年4月1日

(3) 改定 平成28年4月1日

(4) 改定 平成30年4月1日